

## 【ポスターセッション】

ソーシャルワーカー養成におけるケアマネジメント技術教育の確立に関する研究  
ーケアマネジメント技術教育の現状についての実態調査ー

○ 高知県立大学 二本柳 寛 (6983)

キーワード3つ：ケアマネジメント技術教育・援助の視点・事例検討

## 1. 研究目的

ケアマネジメントは2000年の介護保険法制定から本格的に我が国に導入され、ケアマネジメントを専門に実施する資格として介護支援専門員が創設された。その後、ケアマネジメントは高齢者分野だけではなく、2005年の障害者自立支援法制定の際に障害者ケアマネジメントが制度化された。現在ケアマネジメントは先に述べた高齢者・障害者分野のみでなく、労働・司法・教育などの様々な領域における地域生活支援の基礎的な体制と技術として適応されてきている。相談支援体制をより充実したものにするためにも、ケアマネジメント技術を駆使できる人材の育成は急務であるといえよう。

しかし、社会福祉系大学における教育の中でケアマネジメント技術教育について取り組まれているかといえば、必ずしもそうとはいえない。社会福祉士の養成カリキュラムにおいては、ケアマネジメントの理論について単独の科目は設定されておらず、相談援助の理論と方法に包括されているに過ぎない。またケアマネジメント技術について相談援助演習の中で学ぶように整理されているが、そのために割かれている時間は、精々1-2コマ程度であり、決して十分な時間であるとはいえない。ケアマネジメント技術についての先行研究についても、CiNiiにおいて「ケアマネジメント技術」を検索すると、結果は6件のみであり、学生に向けた研究はその内2件しか存在しない。このことから、ケアマネジメント技術教育に対する取り組みは十分に成熟されていないといえる。

今後、質の高いソーシャルワーカーを養成していく上で、大学におけるケアマネジメント技術教育の方法を確立していくことが重要になってくるといえる。その前提として、現在のケアマネジメント技術教育の実情と課題を明らかにすることが必要である。本研究ではその一環として、現在ケアマネジメント技術教育を実施している各大学の教育内容を整理することを目的として実施した。

## 2. 研究の視点および方法

本研究は、現場におけるケアマネジメント技術教育が、どのように実施されているかを明らかにすることを目的としたものである。研究対象は、2014年4月現在において実施が確認されるケアマネジメント技術教育を行う科目を持つ大学すべての科目担当者とする。なお、ここでいうケアマネジメント技術教育を行う科目とは、以下の3点すべてに該当するものであることとする。

1. ケアマネジメントについての演習を中心とした指導であることがシラバス上で判断

できること。なお、ケアマネジメントについての知的理解を中心とした科目(ケアマネジメント論等)に演習が含まれているものは除外する。

2. 相談援助演習及び精神保健福祉援助演習(読替科目含む)ではないこと。

3. 学部の開講科目であること。

本調査では、WEBにて公開されているシラバスを元に対象校を選定した後、科目担当者に対するヒアリング調査を実施する。調査内容は①受講対象②教育内容③科目を始めた経緯④受講による学生への効果⑤ケアマネジメント技術教育に対して思う事、などである。

### 3. 倫理的配慮

調査に先立ち、調査内容について高知県立大学社会福祉研究個人情報保護・倫理審査委員会に諮る。また、ヒアリング調査の対象者に、研究調査の趣旨、個人情報の取扱い、結果の公表方法等に関する事項について説明を行い、十分な同意を得てヒアリングを実施した。なお、本調査は高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会の承認を得たものである(承認番号社研倫 14-47号)。

### 4. 研究結果

各養成校がWEB上に公開しているシラバスを元に確認した結果、養成校のうちケアマネジメント技術教育を実施している養成校は5校であった。うち1校は現時点において未開講であるため除外し、4校を調査対象校として、科目担当者に対するヒアリングを実施した。3校については、履修は選択科目の取り扱いであったが、1校については必須科目であり、また保健福祉系学科すべてが履修する横断的科目として設定されていた。演習の進行方法としては、いくつかの事例を1事例あたり複数コマかけて実施しているところが多く見られた。また実事例、出版物を用いた事例を用いた机上による事例検討のほか、地域の施設の協力により実際の事例に接しケアプランを作成する養成校も存在した。科目の設置理由については、開設当時の担当者がいないケースも有り十分把握することはできなかったが、科目を運用する立場として、その有用性については、全ての担当者が感じていた。その他の結果については、当日報告する。

### 5. 考察

ケアマネジメント技術教育を実施している養成校は、確認できる限り非常に少なく、我が国におけるケアマネジメント技術教育の多くは相談援助演習等における極めて短い期間のみしかないと明らかとなった。また、今回ヒアリングを実施したケアマネジメント技術教育の担当者は、教員自身の経歴や科目の展開方法自体は異なるものの、ケアプランの策定方法にとどまらない部分においてソーシャルワーカーに対するケアマネジメント技術教育の必要性を述べており、今後、どのようにその有用性を証明していくかが課題として残されている。

なお、本研究は科研費(課題番号 26780312)「ソーシャルワーカー養成におけるケアマネジメント技術教育の確立に関する研究」による成果の一部である。